

## 温暖化防止森林づくり推進事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、温暖化防止森林づくり推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び温暖化防止森林づくり推進事業補助金交付要綱（平成23年8月22日施行。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業計画)

第2 本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、本事業の実施に当たっては、当該実施年度における事業実施計画書を作成し、別に定める期日までに別記様式第1号により、知事に協議するものとする。併せて、事業種目のうち「一貫作業システムによる植栽」を実施する場合は、「主伐する事業体と植栽する事業体が協力し、一貫作業システムによる植栽を実施する」旨を規定した協定を締結するため、別記様式第2号により作成し、事業実施主体から所長を経由の上、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により事業実施主体から協議及び提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否について決定するものとし、その旨を速やかに当該事業実施主体に通知するものとする。

### (対象要件等)

第3 本事業の対象要件は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 温暖化防止間伐推進事業

ア 原則として、国庫補助対象の森林ではないこと。また、過去5年以内に補助事業による間伐又は除伐（通常）を実施していないこと。

イ 間伐率（本数）は、20%以上とする。また、伐倒木を林外に搬出しない場合は、一定の長さ玉切りの上、流出しないように集積するか、移動等しないよう等高線に平行に存置すること。

ウ 除伐（通常）は、不用木を全て伐採すること。また、除伐（つる繁茂）は、施行地内の造林木の生長を阻害するおそれのあるつる性植物を全て除去又は除草剤により枯殺すること。

エ 除伐は、事業計画の協議時に必要性が認められた場合のみ補助の対象とする。（任意様式）

オ 1施行地当たりの面積は、0.1ha以上とする。

なお、間伐又は除伐が実施されていない箇所であって、1箇所の面積が0.01ha以上であるものは除地とし、施業図にその位置及び面積を記載するとともに、補助対象面積には含めないものとする。

カ この要領における森林作業道等の改良は、既存作業道における排水処理機能や木材搬出機能等の向上を目的とした構造物の設置等とする。また、補修は、維持管理や、台風等の自然災害により被災した作業道の修繕及び復旧とする。

キ 森林作業道等の開設、改良及び補修（以下「改良等」という。）は、間伐と一体

的に実施するものに限る。ただし、同予定地近接箇所の間伐予定がある箇所、一体的に路網を整備する場合にあっては、この限りでない。

ク 森林作業道の開設及び改良は、本要領に特段の定めがない場合を除き、宮城県森林作業道作設指針（平成23年6月30日施行）及び宮城県森林作業道実施基準（平成23年6月30日施行）（以下「作設指針等」という。）に基づくものとする。ただし、作設指針等に基づかない耐久性の高い作業道を作る場合にあっては、この限りでない。

ケ 本項（1）クただし書きの規定による作業道については、開設する全延長にわたって切取法高1.5m以下の直切り、幅員2.0m以上及び路体全体をおおむね1m程度の深さで掘削し、天地返しを行った上で少なくとも2回以上に分けて締固めるものとする。

コ 森林作業道等の改良等は、開設と同一路線内とし、その事業費は5万円以上のものに限る。

サ 森林作業道等の改良等は、本事業において開設した森林作業道等であって、開設した年の翌年度から起算して3年以上を経過したものであること。ただし、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道等の復旧のために行われる場合は、経過年数の要件は適用しないものとする。

シ 横断排水工の設置間隔は50mを標準とし、現地状況に応じて適宜変更できるものとする。また、「横断排水工あり」の単価による補助の対象延長は、全長を上限として、「設置箇所数×50m」とする。

ス 部分的に路面工を施工した場合には、当該延長についてのみ「路面工あり」の単価を適用する。

## （2） チャレンジ！みやぎ500万本造林事業

ア 事業実施主体が市町村の場合、市町村有林に限る。

イ 造林未済地での植栽は、集落周辺や主要道路及び鉄道等の近接地、水源等の周辺を優先して計画するものとする。

ウ 1箇所当たりの面積は、0.01ha以上とする。

なお、造林未済地等の植栽、下刈り及び忌避剤の散布が実施されていない箇所であって、1箇所の面積が0.01ha以上であるものは除地とし、施業図にその位置及び面積を記載するとともに、補助対象面積には含めないものとする。

エ 下刈りは原則1回刈りとし、3回目まで、かつ6年生以下を補助の対象とする。

なお、2回刈り、4回目以降又は7年生以上10年生以下の下刈りについては、事業計画の協議時に必要性が認められた場合のみ補助の対象とする。

オ 事業実施後、森林所有者等によって、下刈り等の保育管理が適切に実施されると見込まれているものとする。

カ 人工造林の実施後に獣害被害が確認された場合、事業主体は被害状況を確認するとともに、獣害対策（防鹿柵等）を速やかに実施するものとする。

なお、500本/ha以上の獣害により残存木が1,000本/ha未満となった場合は、防鹿柵等の設置と併せて、残存本数が1,000本/ha以上となるよう補植を実施するものとする。

する。

キ 一貫作業システムによる植栽では、花粉の少ないスギ苗木（コンテナ苗）を使用すること。

ク 一貫作業システムによる植栽を実施する場合は、主伐を行う事業者と人工造林を行う事業者で、一貫作業システムによる植栽に関する協定を締結すること。

ケ 一貫作業システムによる植栽を実施する場合は、主伐を行う事業者と人工造林を行う事業者で申請を1つにまとめること。なお、申請はどちらの事業者が提出しても良いものとする。

コ 補植は補助の対象外とする。

### (3) ナラ林等保全対策事業

ア ナラ枯れの被害を受けている林分及びその周辺2 km 以内の林分で事業を実施する場合は「宮城県ナラ枯れ被害対策推進方針」及び「ナラ枯れ被害材利用ガイドライン」を遵守するものとする。

イ ナラ枯れ駆除事業は、地域森林計画対象森林及び公園等で倒木による危険がある場所で知事が認める場所において発生したナラ枯れ被害木の駆除を行う場合に限る。

ウ ナラ林更新伐は、地域森林計画対象森林において、被害を受けやすい高齢・大径木林の積極的な利用と更新を促し、森林の若返りを図ることを目的とした伐採を行う森林を対象とする。

なお、事業地について、ナラ類以外の樹種が混交する森林については、ナラ類が上層木の本数率でおおむね40%を超えて構成される森林を対象とすることとし、1 ha 当たり1箇所以上のプロット（10 m×20 mの大きさ）を取り確認することとする。

エ ナラ林更新伐は、伐採率は70%以上を基本とする。また、伐採高は萌芽更新の促進及びナラ枯れ被害予防対策の観点から、原則として30 cm以下とすること。

オ ナラ林更新伐は、事業実施主体は、「天然更新完了基準」に基づく更新がなされるよう、必要に応じて更新補助作業を実施する等して、伐採跡地の更新に努めること。

カ ナラ林更新伐に係る森林作業道等の開設は、ナラ林更新伐と一体的に実施するものに限る。

なお、本項第3クに基づいて事業を実施するものとする。

キ ナラ林更新伐の材積での補助を受ける場合は、実績報告の際にマニフェスト又は出荷伝票等を提出すること。

ク ツヤハダゴマダラカミキリ駆除事業は、地域森林計画対象民有林又は被害を放置した場合、地域森林計画対象民有林へ被害が及ぶことが懸念される場所において発生した被害木の駆除を行う場合に限る。

### (4) マツ林保全再生事業

ア 松くい虫被害材の搬出利用等は、景勝地、公園、史跡及び寺社等、地域の景観上重要な箇所とし、遊歩道や散策路及び施設周辺の被害材を搬出利用等するものとする。

イ 腐朽が進む等利用不可能な被害材は現地での破碎処理も可能とするが、全処理量の半数以上が搬出利用できる箇所を優先して計画するものとする。

(数量の管理等)

第4 事業実施主体は、面積及び森林作業道の延長等の数量について、実測又は精度の高い既存の図面により管理することを原則とする。

森林施業面積の単位はヘクタールとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。また、防鹿柵及び森林作業道の延長の単位はメートルとし、小数点第1位以下を切り捨てるものとする。延長は、水平距離とするが、防鹿柵については斜距離での管理も可能とする。

なお、以下の方法で実施する場合については、記載事項に留意すること。

(1) ポケットコンパス等による測量

ア 測点、方位角、高低角、斜距離、起点(BP)を測量野帳(別記様式第12号の例による。)にとりまとめること。

イ 各測点に測点番号を表示した測点杭等を設置すること。

(2) GNS S測量

ア ±1m以下(RMS又は2DRMS)の測位精度を有するGNS S受信機(以下「受信機」という。)であり、DGPS等の補正方式を有した受信機を使うこと。

なお、機器メーカーや第三者機関等による定期的な検定により、測位精度が担保された受信機とすること。

イ 受信機の電源投入後は1分間以上その場で待機し、衛星情報を十分に取得した後に観測を行い、観測時の捕捉衛星数が7衛星以上であることを確認する。

ウ 観測時のDOP値(PDOP又はHDOP)が2以下、1測点につき、データ取得間隔は1秒、観測回数は10エポック以上であることを確認する。また、観測時の精度が±3m以下(RMS又は2DRMS)であることを確認する。

エ 観測結果は、測量野帳(別記様式第13号の例による。)にとりまとめること。

(3) UAV(ドローン等)による写真測量

ア 地上画素寸法が30mm/画素以下となる対地高度で撮影するよう努めるものとする。ただし、当該高度で安全を確保できない場合は、地上画素寸法は任意とする。

イ 撮影前に精度確認用の検証点(対空標識)を撮影区域内の上空の開けた箇所に、2m以上の間隔で2箇所以上設置し、座標値を観測すること。

なお、座標値の観測が困難な場合は検証点間距離を計測する。また、基準点等の既知点に検証点を設置する場合は、座標値の観測は不要とする。

ウ 森林作業道については、始終点に目印(対空標識等)を設置するよう努めるものとする。

エ 撮影した写真によりオルソ画像を作成する。また、オルソ画像と併せて3次元点群データを作成するよう努めるものとする。

オ 精度を確認するため、GIS等によりオルソ画像上の検証点2点の座標値又は検証点間距離を確認し、現地で確認した検証点の座標値又は検証点間距離との比較を行

うこと。ただし、許容される誤差は、座標値で3 m以下、検証点間距離で5/100以下とする。

カ UAVの離着陸箇所と撮影区域が離れており、撮影区域における検証点の設置が困難な場合は、イ及びオを省略することができる。

キ 観測結果は、測量野帳（別記様式第14号の例による。）にとりまとめること。

なお、データの参照座標系は平面直角座標系（JGD2011）の第10系、面積又は延長の計測は平面直角座標（デカルト座標）により実施するよう努めること。

(4) 精度の高い既存の図面の利用

ア 現地で測点杭等が確認できないときは、検査員から求められた場合等、必要に応じて、現地で主要測点を復元するものとする。

イ 申請面積と図面の面積に差異がある場合には、原則として実測し、各測点に測点番号を表示した測点杭等を設置すること。

(写真の撮影等)

第5 事業実施主体は、現地写真を撮影し管理するとともに、完成写真として取りまとめ交付要綱に基づく事業実績報告書又は事業完了報告書（以下「事業実績報告書等」という。）に添付するものとする。

(1) 写真撮影に当たっては、原則として写真データにGPS等による位置情報が記録されるよう撮影すること。

(2) 事業実施前、事業実施中及び事業完了後の状況写真は施行地ごとに撮影するものとする。

(3) 写真の撮影方法等は、原則として、施行年度、事業箇所及び施業内容（事業種、面積・延長、間伐率等を含む）を明記した黒板等を入れ撮影する方法とし、撮影位置及び方向を申請図面に記入する。

(4) 測点にはポール又は測棹を置き、延長、幅、高さ等が確認できるよう撮影するものとする。

(5) 事業実施前及び完了後の全景写真は、同一箇所から全景が確認できるよう撮影するものとする。

なお、施行地の位置、区域及び現地状況が確認できる空中写真も可とする。

(6) 写真には必要に応じ説明文を付すとともに、ソフトウェア等を活用し適正に管理、保存するよう努めるものとする。

(7) 第3(1)キただし書きに規定する作業道については、掘削深さがおおむね1 m以上であることが分かる写真、1回目の転圧完了後の写真、2回目の転圧完了後の写真を撮影すること。なお、転圧完了後の写真は、ポール等を置き、深さが分かるように撮影すること。また、延長のおおむね50 mに1か所以上撮影すること。

(交付決定前着手)

第6 本事業への着手は、原則として規則第6条に規定する補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業実施主体が、交付申請後にやむを得ない事由により交付決定前

に本事業に着手する必要がある場合において、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第3号）により知事に届け出たときは、この限りでない。

（事業計画の変更）

第7 事業実施主体は、補助金の交付決定前に、既に承認された本事業の実施計画の内容を変更しようとするときは、別記様式第4号により知事に協議し、その承認を受けるものとする。ただし、事業内容の新設、廃止、施行地の追加、交付金額の増額及び交付金額の30%以上の減額以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

（事業の完了）

第8 事業実施主体は、事業種目及び契約ごとの事業完了について、別記様式第5号により所轄する地方振興事務所長又は地域事務所長（以下「所長」という。）に報告するものとする。ただし、交付要綱に基づき、事業実績報告書等を提出した場合は、この限りでない。

（事業の確認調査）

第9 所長は、事業実績報告書等を受領したときは、次により確認調査を行うものとする。

- （1） 確認調査を行う職員（以下「調査員」という。）は、所長が命ずる職員とする。
- （2） 所長は、確認調査を行おうとするときは、別記様式第6号により事業実施主体に通知するものとする。
- （3） 確認調査は、事業実施主体が立会いの上で、行うものとする。
- （4） 確認調査の結果、当該確認調査対象地がこの要領の規定に適合しないものであるときは、完了と認めず、当該確認調査の対象事業年度内で調査員が定める期間内に手直しを命じ、再調査を行うものとする。
- （5） 調査員は、調査後速やかに、間伐等にあつては別記様式第7-1号、植栽等にあつては別記様式第7-2号、ナラ林等保全対策事業にあつては別記様式第7-3～5号、マツ林保全再生事業にあつては別記様式第7-6号、森林作業道等の整備にあつては別記様式第9号に結果を記入し、別記様式第8号の確認調査復命書により所長に報告するものとする。

（補助金の代理受領）

第10 一貫作業システムによる植栽は、主伐を行う事業者（又は人工造林を行う事業者）が事業実施主体となる場合、補助金交付指令を受領したときは、速やかにその旨及び補助の条件を、人工造林を行う事業者（又は主伐を行う事業者）に通知しなければならない。

- 2 前項の規定は、額の確定通知を受領した場合に準用する。
- 3 受領した補助金は、20日以内に人工造林を行う事業者（又は主伐を行う事業者）に交付し、補助金の支払いを完了したときは、7日以内に支払証明書又は領収書等の補助金の支払いが完了したことが確認できる書類の写しを所長に提出するものとする。
- 4 代理受領した補助金は、温暖化防止森林づくり推進事業補助金交付要綱別紙6に記入

した内訳に従い、人工造林を行う事業者（又は主伐を行う事業者）に全額支払うものとする。ただし、補助金事務取扱手数料については、人工造林を行う事業者（又は主伐を行う事業者）の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

（事業の繰越）

第11 事業実施主体は、本事業が当初の実施年度内に完了できないと判断した場合は、別記様式第10号により、知事に当該事業の年度繰越（以下「繰越」という。）の申請をし、その承認を受けるものとする。

2 事業実施主体は、前項に規定する繰越の承認を受けた場合で、かつ、年度内の出来高がある場合は、当該承認を受けた事業に係る年度内の出来高検査を実施し、その結果を別記様式第11号により知事に報告するとともに、所長により確認を受けるものとする。

（書類の提出部数及び経由）

第12 事業実施主体がこの要領により知事に提出する書類の部数は各1部とし、その提出に当たっては、所長を経由するものとする。

（その他）

第13 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、森林育成事業に準ずる。

附 則

1 この要領は、平成23年8月22日から施行し、平成23年度の補助金に係る事業に適用する。

2 この要領は、平成24年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成24年3月16日から施行し、平成23年度の補助金に係る事業に適用する。

2 この要領は、平成24年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度の補助金に係る事業に適用する。

2 この要領は、平成25年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金に係る事業に適用する。

- 2 この要領は、平成26年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成23年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成28年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成30年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成31年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成32年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、令和3年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和3年10月13日から施行し、令和3年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、令和3年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、令和4年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和5年3月24日から施行し、令和5年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、令和6年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、令和7年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に係る事業に適用する。

- 2 この要領は、令和8年度から令和12年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

宮城県知事

殿

又は 市町村長氏名  
所在地  
団体名  
代表者氏名

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）実施計画について（協議）

このことについて、別添事業実施計画書のとおり実施したいので、協議します。

記

[添付書類]

- 1 実施計画表 （別紙1-1号）
- 2 その他

（ ）には事業名を記載すること。

## 別記様式第2号

### チャレンジ!みやぎ500万本造林事業（一貫作業システムによる植栽） の実施に関する協定書

●●（主伐を実行する事業体）（以下「甲」という。）と●●（植栽を実行する事業体）（以下「乙」という。）は、宮城県「補助金等交付規則（昭和51年3月31日宮城県規則第36号）」、宮城県「温暖化防止森林づくり推進事業補助金交付要綱（令和8年●月●日施行）」及び宮城県「温暖化防止森林づくり推進事業実施要領（令和8年●月●日施行）」に基づくチャレンジ!みやぎ500万本造林事業（一貫作業システムによる植栽）（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して主伐から植栽までを一体的に実施することで、植栽作業の効率化・低コスト化を図ることを目的とする。

#### （協定の期間）

第2条 この協定の期間は、協定締結の日から●年●月●日までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要と認める場合は、甲及び乙が協議の上、この協定を更新することができる。

（注）第1項の期間の設定について、第4条に定める施業の実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低1年間の期間を担保するように設定すること。

#### （対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林は、立木地のうち主伐再造林を実施する場所とし、別紙1のとおりとする。

#### （対象森林における施業）

第4条 対象森林において行う施業の時期等は、別紙2のとおりとする。

#### （連携する内容）

第5条 甲と乙は、付きの施業を連携して実施する。

- （1）対象森林において、植栽及び下刈りの障害となる枝条や草木竹を除去及び整理する。
- （2）事業で植栽する苗木及び食害対策資材等を対象森林内へ運搬する。
- （3）その他上記に関連する作業

#### （当事者の義務）

第6条 この協定に基づき甲と乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

##### （1）甲の義務

- ア 第4条に定める施業を円滑に実施するため、主伐や搬出に使用した機械等を必要な期間、対象森林に残置し、乙と連携して適切に活用すること。

- イ 乙が速やかに植栽作業をできるよう、主伐の進捗状況等の情報共有をすること。
- ウ 機械地拵えの程度を乙と協議し、乙が速やかに植栽作業をできるようにする。

(2) 乙の義務

- ア 第4条に定める施業を円滑に実施し、事業を速やかに完了するため、苗木等資材の調達や関係者等との連絡調整を行うこと。
- イ 植栽する苗木については、花粉の少ないスギ苗木（コンテナ苗）であることを確認すること。
- ウ

(特別の事情による協定の失効)

第7条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象とする森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災及びその他当事者の責に帰し得ない事由により、対象とする森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項については、別途甲及び乙が協議の上、処理するものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印又は署名の上、各自その1通を所持する。

●●年●月●日

甲 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

乙 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

別紙1 (第3条関係)

(対象とする森林)

森林の所在地	林班	小班	面積	備考
計				

※ 面積は、小数第2位まで記入する。

別紙2（第4条関係）

（施業計画）

主伐予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
植栽予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
そのほか必要な事項	
そのほか必要な事項	
そのほか必要な事項	

※ 作業の支障となる事項や特に注意を要する事項について、甲及び乙で協議し、記載すること。

交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名  
又は  
所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で承認されました 年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）実施計画に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

1 着手予定年月日

2 交付決定前着手を必要とする理由

3 条件

交付決定通知を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

( )には事業名を記載すること。

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

又は 市町村長氏名  
所在地  
団体名  
代表者氏名

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）実施計画の変更について  
(協議)

年 月 日付け 第 号で承認のありました事業実施計画について、別添  
のとおり変更したいので協議します。

記

変更理由

[添付書類]

(別記様式第1号による添付書類を準用し、当初計画を上段書きし、変更計画を下段  
書きする。)

( )には事業名を記載すること。

番 号  
年 月 日

地方振興事務所長 殿

又は  
市町村長氏名  
所在地  
団体名  
代表者氏名

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）の完了について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

区 分		事 項
事 業 種 目		
事 業 主 体		
施 行 箇 所		
事 業 内 容		
事 業 費	総事業費	円
	補助対象経費	円
交 付 金		円
施 行 方 法		
期 間	着手年月日	
	完成年月日	

添付書類

（実績報告書添付書類に準じる。）

（ ）には事業名を記載すること。

別記様式第6号

番 号  
年 月 日

事業実施主体 殿

〇 〇 〇 所 長

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）の確認調査の実施  
について（通知）

このことについて、下記により実施しますので、関係者の立会いについて配慮願います。

記

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1 実施日時    | 年 月 日 ( ) |
| 2 実施場所    |           |
| 3 調査員職・氏名 | 職 氏名      |
| 4 調査事項    | 書類調査・現地調査 |
| 5 その他     |           |

( ) には事業名を記載すること。





別記様式第7-3号

温暖化防止森林づくり推進事業（ナラ林等保全対策（ナラ枯れ駆除））確認調査調書

事業実施主体：					調査年月日			
					調査員氏名			
					立会者氏名			
駆除区分	作業種	処理本数 (本)	処理材積 (m <sup>3</sup> )	補助単価 (円)	事業費 (円)	補助金 (円)	現地調査	検査結果
小計								
合計								

※ 駆除区分欄、作業種欄の記載については、次頁の注釈を参照。

現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。

検査結果欄には、不合格の場合のみ記載する。

(ア) の注釈 1. 駆除区分欄には、該当する番号を記入する。

- ① 立木くん蒸
- ② 伐根くん蒸
- ③ 伐倒くん蒸
- ④ 破碎
- ⑤ 炭化
- ⑥ 焼却

2. 作業種欄には、該当する番号を記入する。

**【立木くん蒸、伐根くん蒸】**

- ① 移動時間30分以内（傾斜度30度未満）
- ②        〃                   （傾斜度30度以上）
- ③ 移動時間30分以上（傾斜度30度未満）
- ④        〃                   （傾斜度30度以上）

**【伐倒くん蒸・破碎・炭化・焼却】**

- ⑤ 立木1種駆除                ：林道からの距離100m未満かつ傾斜度30度未満
- ⑥ 立木2種（A）駆除：林道からの距離100m未満かつ傾斜度30度以上または林道からの距離100m以上300m未満
- ⑦ 立木2種（B）駆除：林道からの距離300m以上
- ⑧ 立木2種特殊駆除    ：建物等に隣接するなど人畜に被害が及ぶ恐れのある作業が複雑困難な箇所



温暖化防止森林づくり推進事業（ナラ林等保全対策（ツヤハダゴマダラカミキリ駆除））確認調査調書

事業実施主体：				調査年月日							
				調査員氏名							
				立会者氏名							
区分	実施箇所名	林小班			樹種	処理本数 (本)	処理材積 (m <sup>3</sup> )	事業費 (円)	補助金 (円)	現地調査	検査結果
		林班	小班群	小班							
小計											
合計											

※ 区分欄は、「伐倒駆除」を記載する。  
 現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。  
 検査結果欄には、不合格の場合のみ記載する。

温暖化防止森林づくり推進事業（マツ林保全再生事業（松くい被害材搬出利用））確認調査調書

事業実施主体：					調査年月日					
					調査員氏名					
					立会者氏名					
(ア) 搬出等実績										
実施箇所名	林小班			面積 (ha)	計画搬出 材積 (m <sup>3</sup> )	計画破碎 材積 (m <sup>3</sup> )	事業費 (円)	補助金 (円)	現地調査	検査結果
	林班	小班群	小班							
合計										

(イ) 利用実績

計画納入先	住所	納入材積 (m <sup>3</sup> )	現地調査	検査結果

※ (ア) で該当する林小班が無い場合は、実施箇所の地番等を記載すること。  
 現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。  
 検査結果欄には、不合格の場合のみ記載する。

別記様式第8号

補助事業確認調査復命書（履行調査・実態調査）

年 月 日

知事（公所長） 殿

調査員  
職・氏名  
職・氏名

下記のとおり補助事業確認調査を実施したので復命します。

記

- 1 事業名
- 2 事業箇所
- 3 事業費 補助金額
- 4 実施日時 年 月 日
- 5 立会者職・氏名 職 氏名
- 6 調査の方法 書類の調査・現地調査
- 7 調査結果概要 別紙調書のとおり

(別記様式第9号)

# 温暖化防止森林づくり推進事業（森林作業道等整備）確認調書

事業名			
施行箇所			
路線名			
申請者			
実施主体			
工期	着手月日： 年 月 日	完成月日： 年 月 日	
工事内容	総延長 m	幅員 m	
	横断排水工箇所	敷砂利(延長) m	
	天地返し 有 無	敷砂利(厚さ) cm	
区分	金額	m単価	備考
総事業費			※事業費の内訳は別紙のとおり
消費税相当額			
補助対象経費			
補助金額	円 ( 1.0m当 円)		
適否			
調査年月日	年 月 日	調査員職氏名	立会者職氏名

## 添付書類

- 1 位置図
- 2 平面図
- 3 標準横断図（構造図）
- 4 積算内訳書

別記様式第10号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）繰越承認申請

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

又は 

市町村長氏名
住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（森整）指令第 号で交付決定されました 年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）について、下記のとおり繰越したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 繰越の理由
- 2 繰越計画の事業の内容及び経費の配分 別紙10-1号のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算 別紙10-2号のとおり
- 5 理由書及び工程表 別紙10-3号のとおり

（ ）には事業名を記載すること。

別記様式第 1 1 号

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

又は 

市町村長氏名
住所
団体名
代表者氏名

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）の年度内完成について（報告）

年 月 日付け 第 号で繰越承認の通知のありました本事業に係る年度内完成状況については、下記のとおりです。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 0 - 1 号のとおり
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 収支精算 別紙 1 1 - 1 号のとおり
- 4 添付書類

(注) 1 ( ) には事業名を記載すること。

- 2 添付書類には、出来高検査復命書写し、写真等の出来高が確認できる書類とともに、工事の施工等にあつては出来高設計書を添付するものとする。





UAV（ドローン）による写真測量野帳

- 1 写真測量の実施時期（該当を丸で囲む）： 施業実施前 施業実施後
- 2 市町村名：〇〇市町村
- 3 事業名：
- 4 現地における検証点の確認方法（該当を丸で囲むこと）
  - (1) 基準点等の既知点の座標値を採用
  - (2) トータルステーションによる座標値計測
  - (3) GNSS 受信機による座標値計測（ハンドヘルド型受信機やドローンによる測位を含む）
  - (4) 検証点間距離の実測
- 5 精度確認結果（(1) と (2) のいずれかに記載すること）

(1) 座標値

イ 検証点 1

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離（m）
経度又は X			
緯度又は Y			

ロ 検証点 2

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離（m）
経度又は X			
緯度又は Y			

※経度・緯度は十進法で記載するよう努める。

※許容範囲：①と②の間の距離（m）が 3 m 以下であること。

なお、国土地理院による測量計算サイト（距離と方位角の計算）等により計算し、小数点第 2 位まで記載すること（小数点第 3 位を四捨五入）。

(2) 検証点間距離の実測

①現地における計測値（m）	②写真測量による計測値（m）	①－②	基準値（①*0.05）

※許容範囲：①と②の差が「①\*5/100」以下であること。

なお、小数点第 2 位まで記載すること（小数点第 3 位を四捨五入）。

別記様式第 14 号

6 写真測量に用いたオルソ画像、GIS データ及び検証点の位置

※オルソ画像を添付する。

※施行区域全体が把握できるオルソ画像に、施行区域の GIS データを重ね合わせたものを添付する。

※検証点の位置を、赤丸で明示する。

※スクリーンショットも可とする。

7 施行区域の面積又は延長

A=〇〇.〇〇ha (L=〇〇.〇〇m)

※6、7については、当該事項が明示された帳票等を整理する場合、記載を省略できるものとする。

8 その他管理資料

検証点の座標値（現地計測又は既知点）の根拠資料

※測量の結果（点の記）、帳票、座標値が表示されている画面のスクリーンショット等

UAV（ドローン）による写真測量野帳（作成例）

- 1 写真測量の実施時期（該当を丸で囲む）： 施業実施前 **施業実施後**
- 2 市町村名：〇〇市
- 3 事業名：温暖化防止間伐推進事業
- 4 現地における検証点の確認方法（該当を丸で囲むこと）
  - (1) 基準点等の既知点の座標値を採用
  - (2) トータルステーションによる座標値計測
  - (3) GNSS 受信機による座標値計測（ハンドヘルド型受信機やドローンによる測位を含む）**
  - (4) 検証点間距離の実測

5 精度確認結果（(1) と (2) のいずれかに記載すること）

(1) 座標値

イ 検証点 1

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離（m）
経度又は X	38.58708934	38.58708924	0.04m
緯度又は Y	141.33726540	141.33726588	

ロ 検証点 2

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離（m）
経度又は X	38.58707855	38.58707837	0.03m
緯度又は Y	141.33728357	141.33728374	

※経度・緯度は十進法で記載するよう努める。

※許容範囲：①と②の間の距離（m）が 3 m 以下であること。

なお、国土地理院による測量計算サイト（距離と方位角の計算）等により計算し、小数点第 2 位まで記載すること（小数点第 3 位を四捨五入）。

(2) 検証点間距離の実測

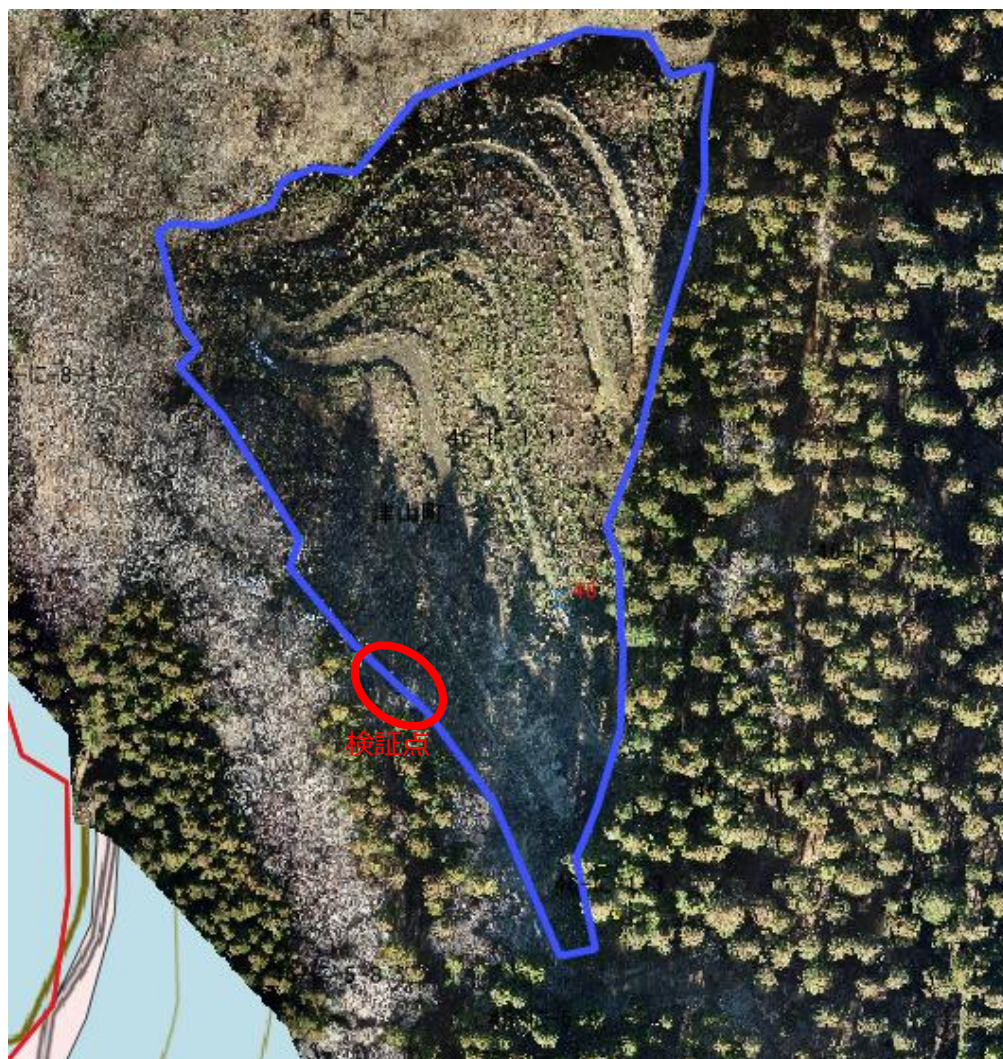
①現地における計測値（m）	②写真測量による計測値（m）	①－②	基準値（①*0.05）

※許容範囲：①と②の差が「①\*5/100」以下であること。

なお、小数点第 2 位まで記載すること（小数点第 3 位を四捨五入）。

別記様式第 15 号（作成例）

6 写真測量に用いたオルソ画像、GIS データ及び検証点の位置



※施行区域全体が把握できるオルソ画像に、施行区域の GIS データを重ね合わせたものを添付する。

※検証点の位置を、赤丸で明示する。

※スクリーンショットも可とする。

7 施行区域の面積又は延長

A=1.25ha

※6, 7については、当該事項が明示された帳票等を整理する場合、記載を省略できるものとする。

8 その他管理資料

検証点の座標値（現地計測又は既知点）の根拠資料

※測量の結果（点の記）、帳票、座標値が表示されている画面のスクリーンショット等

## 年度温暖化防止森林づくり事業（ ）実施計画表

実施主体	事業種	施行箇所	事業内容	数量	総事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金(円)	備考	着手予定日

- (注) 1 ( )には事業名を記載すること。  
2 事業に応じて、様式1-1から様式1-7を添付すること。  
3 施行箇所は市町村名から記載すること。  
4 「造林未済地等への植栽」を実施する場合は、備考欄に「一貫作業」か否かを記載すること。  
「一貫作業」とは、伐採で使用した林業機械で伐採後に地ごしらえや苗木の運搬等を行うこと。

別紙10-1号

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区分	事業費(円)		負担区分(円)		備考
	総事業費	補助対象経費	補助金	その他	
事業費					
合計					

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 事業費明細

事業内容	事業実施主体	施行箇所名	工種又は区分	構造規格又は規模	事業量		事業費(円)		負担区分(円)		実施期間	
					A (箇所,路線)	B (ha,m)	総事業費	補助対象経費	補助金	その他	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
計												

(注) 1 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

2 事業種目により該当しない欄については、記載を要しない。

3 「工種又は区分」は、温暖化防止森林づくり推進事業補助金交付要綱別表により記載する。

別紙10-2号

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	積算の基礎	備 考
計			

(注) 1 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

2 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

別紙10-3号

理 由 書

事 項	事 業 説 明	当 初 計 画	変 更 計 画	事 由

工 程 表

工種又は 区分別	計画別	年 度						年 度					
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	当初の計画												
	変更後の計画												
	当初の計画												
	変更後の計画												
	当初の計画												
	変更後の計画												
	当初の計画												
	変更後の計画												

別紙11-1号

収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
計				

(注) 1 備考欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

2 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(3) 補助金精算

区分	補助金交付決定額 (円)	精算事業費総額(円)	補助率 (%)	精算補助金額(円)	既受領補助金額(円)	差引補助金未受領額 (円)	備 考
計							

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。



様式 1 - 2

温暖化防止間伐推進事業（森林作業道等整備）事業内訳表

事業実施主体:

(ア) 事業計画

実施箇所名	区分	事業概要	幅員	延長	補助単価	総事業費	補助対象経費	補助金	備考
			m	m	円/m	円	円	円	
小計									
合計									

- (注) 1 区分には作業道開設、作業道改良等とする。  
 2 事業概要には開設、排水施設補修等を記載する。

(イ) 事業計画図

- a 位置図
- b 事業実施計画図（森林計画図等）



様式 1 - 4

ナラ林等保全対策（ナラ枯れ駆除）事業 内訳書

(ア) 事業計画

事業実施主体:

駆除区分	作業種	傾斜度	林道までの距離	処理本数	処理材積	補助単価	事業費	補助金	備考
		度	m	本	m <sup>3</sup>	円/m	円	円	
合計									

※ 駆除区分欄、作業種欄の記載については、次頁の注釈を参照

(ア) の注釈 1. 駆除区分欄には、該当する番号を記入する。

- ① 立木くん蒸
- ② 伐根くん蒸
- ③ 伐倒くん蒸
- ④ 破碎
- ⑤ 炭化
- ⑥ 焼却

2. 作業種欄には、該当する番号を記入する。

【立木くん蒸、伐根くん蒸】

- ① 移動時間30分以内 (傾斜度30度未満)
- ② " (傾斜度30度以上)
- ③ 移動時間30分以上 (傾斜度30度未満)
- ④ " (傾斜度30度以上)

【伐倒くん蒸・破碎・炭化・焼却】

- ⑤ 立木1種駆除 : 林道からの距離100m未満かつ傾斜度30度未満
- ⑥ 立木2種(A) 駆除 : 林道からの距離100m未満かつ傾斜度30度以上または林道からの距離100m以上300m未満
- ⑦ 立木2種(B) 駆除 : 林道からの距離300m以上
- ⑧ 立木2種特殊駆除 : 建物等に隣接するなど人畜に被害が及ぶ恐れのある作業が複雑困難な箇所

(イ) 添付書類

- a 位置図
- b 事業実施計画図 (森林計画図等)
- c 作業種毎に事業費積算が分かる資料
- d その他知事が必要と認める書類



ナラ林等保全対策（ツヤハダゴマダラカミキリ駆除）内訳表

事業実施主体名：

(ア) 事業計画

区分	実施箇所名	林小班			樹種	処理本数 (本)	処理材積 (m <sup>3</sup> )	事業費 (円)	補助金 (円)
		林班	小班群	小班					
伐倒駆除									
小計									
合計									

(注) 区分は「伐倒駆除」と記載すること。

(イ) 事業計画図

a 位置図

b 事業実施計画図（森林計画図等）

マツ林保全再生事業（松くい被害材搬出利用）事業 内訳表

事業実施主体：

(ア) 搬出等計画

実施箇所名	林小班			面積 (ha)	計画搬出 材積 (m <sup>3</sup> )	計画破碎 材積 (m <sup>3</sup> )	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
	林班	小班群	小班						
合計									

(イ) 利用計画

計画納入先	住所	納入材積 (m <sup>3</sup> )	備考

(注) 1 該当する林小班が無い場合は、実施箇所の地番等を記載すること。

(ウ) 事業計画図

- a 位置図
- b 事業実施計画図（森林計画図等）